

令和 **8** 年度

宮代町農業振興事業 概 要



農地調整担当・農業振興担当

1 はじめに

この概要書は、宮代町の農業振興補助事業の概要をまとめたものです。町では、本事業を通して宮代町の農業が魅力ある産業となるため、ご支援させていただきますので、ぜひとも本制度の内容をご理解いただき、有効活用していただけるようお願い申し上げます。

2 事業活用にあたっての注意事項

(1) 補助制度

補助事業には、町単独と国や県の補助事業があります。国や県の補助事業は、種類もたくさんありますので、今の宮代町の農業の実態に見合うと思われる補助制度の概要のみを掲載しています。

なお、町単独補助事業の主な注意点は、次のとおりです。

- ①補助事業によっては申請期間がありますので、ご注意ください。公平を期するため、期限を過ぎた申請につきましては、お受けできない場合があります。
- ②補助金の交付決定前の事業着手や着手後の申請等は一切認められません。必ず事前にご相談ください。
- ③申請自体は事業内容を確認させていただくため、お手数ですが、直接窓口までご持参いただきますようお願いいたします。
- ④補助制度ごとに予算枠が設定してあります。申込者多数の場合は、町で事業計画の内容を審査させていただき、優先順位を決めさせていただきます。先着順とはいたしません。なお、補助メニューには、採択基準(耕作面積の下限面積等規模要件)を定めていますので、要件を持たさない場合は、申請自体お受けできません。

(2) 補助金の申請手続

○補助金の申請を検討されている方は、まずは事前にご相談ください。

(3) その他農業振興事業

補助事業以外においても、直接農家の皆さまの農業経営に結びつく制度がありますので、事業概要を確認の上、積極的にご活用ください。

また、現在、新たな補助メニューなど補助制度の拡充を検討しているものもありますので、ご相談ください。

3 その他

担当 宮代町産業観光課 34-1111 (内線262)

目 次

第1章 農業経営基盤強化対策事業	1
1 水稲カメムシ防除対策事業補助金	
2 農業近代化資金利子補助金	
3 青年等就農資金	
4 遊休農地再生支援対策事業補助金	
5 環境保全型農業推進事業補助金	
第2章 明日の農業担い手支援事業	10
1 「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金	
第3章 農業生産基盤整備推進事業	20
1 小規模農地基盤整備事業補助金	
第4章 水田農業構造改革対策事業（町の事業名）	23
1 経営所得安定対策等交付金	
第5章 農地費一般管理事業（町の事業名）	28
1 土地改良施設維持管理適正化事業	
第6章 農業生産基盤整備推進事業（町の事業名）	30
1 多面的機能支払交付金	

1 水稲カメムシ防除対策事業補助金【令和7年度より実施】

(1)趣旨

町内の水稲生産におけるカメムシ被害を未然に防止し、稲作経営の安定と良質米の生産を支援するため、稲作農家等が行う水稲カメムシの防除事業の実施に要する経費に対し補助金を交付します。

(2)内容等

①対象者

町内の水田で水稲を作付けする個人の稲作農家又は複数の稲作農家による任意の団体若しくは農業法人で、次のいずれかに該当する稲作農家等

ア 町内に住所を有する又は事業所を置く稲作農家等の場合

☞ 宮代町地域農業再生協議会に対して当該年度の水稲生産営農計画書を提出し、営農計画書に基づいて水稲の作付けを行っていること。

イ 町外に住所を有する又は事業所を置く稲作農家等の場合

☞ 宮代町農業委員会が管理する農地台帳に登録されている町内の経営農地で稲作を行っていること。

②定義

○防除事業 カメムシによる水稲への加害を防止するために行われる薬剤による防除作業をいう。

○委託防除 カメムシ防除のために稲作農家等が他者に委託して行う薬剤散布による防除作業をいう。

○薬剤購入 カメムシ防除のために稲作農家等が自ら薬剤を購入し散布を行う防除作業をいう。

③補助対象経費

防除事業の実施に要した経費のうち、水稲を作付けした水田で実施した防除1回分の委託費及び薬剤購入費

＜例＞ ●JA等に委託して実施する場合

・ドローン等による空中散布委託作業料金及び薬剤費

●自ら実施する場合

・薬剤購入費

④補助金の額

防除事業を実施した面積に対し、10㌖あたり1,000円

※防除事業を自ら実施した場合、購入した薬剤の使用量を面積換算して 1,000円/10㌖を限度とする。

⑤薬剤の基準

適用作物が「稲」で、適用病害虫名が「カメムシ類」のもの

(3)申請手続き

毎年度9月下旬頃に当年産の水稻生産者へ補助金申請のご案内（申請書類等を同封）を郵送します。

＊申請に必要な書類等＊

- ・補助金交付申請書
- ・購入した薬剤名が記載された納品書・領収書等（写し）
- ・（委託の場合）防除事業を実施した圃場の地番・面積等がわかるもの

(4)過去の交付実績

年 度	防除事業 区 分	取組件数	防除事業 取組面積	補助金交付額
令和7年度	委託防除	104 件	1,392,684 m ²	1,392,684 円
	薬剤購入	32 件	454,253 m ²	454,253 円
	両方実施	2 件	38,007 m ²	38,007 円
	合 計	138 件	1,884,944 m ²	1,884,944 円



▲イネカメムシ



▲稲穂を吸引するイネカメムシ



▲ドローンによる空中散布の様子



2 農業近代化資金利子補助金

(1)趣旨

認定農業者等が農業の規模拡大等により経営の向上を図るため、融資機関(JA南彩等の金融機関)から農業近代化資金の融資を受けて農業機械や施設等を導入・整備する際、資金を貸し付けた融資機関に対し、利子補給を行う支援制度です。

農業近代化資金は、埼玉県や市町村、公益社団法人農林水産長期金融協会の利子補給(利子助成)による農業者等への低利制度融資です。

(2)概要

①貸付対象者

ア 個人の農業者 認定農業者、認定新規就農者、目標地図に位置付けられた者、主業農業者等

イ 法人の農業者 認定農業者、認定新規就農者、目標地図に位置付けられた者、農業参入法人等

ウ その他

②貸付限度額

個人の場合 1,800万円

法人の場合 2億円

③貸付利率(令和8年5月18日現在)

基準金利 **4.05%** (償還期限5年以下 認定農業者の場合) ※毎月変動あり

④償還期限

最長15年 ※対象物の耐用年数が上限(例:農業機械の場合は7年)

⑤据置期間

原則3年以内

⑥事業費に対する融資額の比率

認定農業者 100%

認定農業者以外 80%

⑦資金の使途

施設(倉庫・格納庫、ハウス等)の整備、農機具等の購入等

⑧保証率

農業近代化資金の融資を受ける際、「農業信用保証協会」による保証を希望する場合、保証料(保証率0.48~0.38%)を別途負担していただくことになります。

(3)町利子補給率

年1.00%以内

(4)埼玉県による利子補給率

年1.25%以内

(5)国による支援等

認定農業者等であり、かつ、地域計画(目標地図)に位置付けられた者、又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対しては、貸付当初から5年間、2%を上限とした「農林水産長期金融協会」による利子助成事業が実施されています(令和7年度より)。

■令和8年5月18日時点の金利・利子補給率

	貸付当初5年間	貸付6年目以降
基準金利	4.05%	4.05%
埼玉県利子補給	1.25%	1.25%
長期金融協会助成率	貸付当初5年間 最大2%利子助成	償還期限6年以下 0.95% 6年超7年以下 0.85% 7年超8年以下 0.75% 8年超9年以下 0.65% 9年超10年以下 0.55% 10年超12年以下 0.45% 12年超13年以下 0.35% 13年超14年以下 0.25% 14年超15年以下 0.15%
宮代町利子補給率	0.80%	1.00%
最終的な利率 (本人負担)	0.00%	0.85%~1.80%

(6)申請手続

必要書類等申請に必要な書類の作成を支援します。農業近代化資金の融資を希望する場合は、事前にJA南彩等の金融機関又は町農業振興担当へご相談ください。

(7)農業近代化資金の実績(現在償還中のもの)

融資実行 年 度	使 途	借入額	償還期間	7年度 利子補助額
平成28年度	農業用倉庫	5,000,000円	10年	691円
	果樹棚工事一式	2,100,000円	14年	2,051円
令和元年度	コンバイン【4条刈】	7,000,000円	7年	1,240円
	農業用倉庫	6,720,000円	7年	329円
2年度	ぶどう平棚・防鳥網棚 設置工事	3,000,000円	6年	1,643円
3年度	野菜用予冷库等	3,440,000円	5年	2,261円

融資実行 年 度	使 途	借入額	償還期間	7年度 利子補助額
4年度	トラクター【33馬力】	4,300,000円	5年	3,509円
	トラクター【33馬力】	4,900,000円	5年	8,980円
5年度	パイプハウス	2,620,000円	8年	12,387円
6年度	パイプハウス等	8,650,000円	10年	73,524円
	糶摺機【6糎】	5,000,000円	7年	35,086円
7年度	コンバイン【4条刈】	3,090,000円	4年	-
	田植機等【6条植え】	4,180,000円	7年	-

(8)根拠法令

- 宮代町農業近代化資金利子補給要綱
- 埼玉県農業経営改善関係資金基本要綱(県)
- 埼玉県農業近代化資金利子補給規程(県)
- 埼玉県農業近代化資金取扱要領(県)



3 青年等就農資金（新たに農業を始める方向けの無利子資金-日本政策金融公庫資金-）

(1)趣旨

認定新規就農者が認定就農計画の内容に沿って農業経営を始めるために必要な資金を無利子で貸し付ける融資制度です。

(2)内容

①融資対象者 認定新規就農者のみ

②融資条件

基準金利 無利子（借り入れの全期間にわたって無利子）

償還期間 17年以内(うち据置期間5年以内)

融資限度額 3,700万円(特認1億)

融資率 対象事業費の100%

担保 原則として融資対象物件のみ

保証人 原則として個人の場合は不要。法人で必要な場合は代表者のみ。

③主な使いみち

施設・機械 農業生産用の施設・機械等

果樹 新植・改植費のほか、それぞれの育成費

※農地等の取得費用は対象外

④取扱金融機関 日本政策金融公庫さいたま支店

(3)申請手続

融資を希望する場合は、事前に町農業振興担当及び春日部農林振興センターへご相談ください。

(4)青年等就農資金の実績(現在償還中のもの)

融資実行年度	使 途	借入額	償還期間	備考
平成29年度	野菜包装機/大型野菜冷蔵庫/電源設備等工事	3,000,000円	9年	
令和元年度	トラクター	1,450,000円	9年	
3年度	フレールモア/バケットマニア	860,000円	6年	

4 遊休農地再生支援対策事業補助金(宮代町地域農業再生協議会による支援制度)

(1)趣旨

長年にわたって遊休化した農地の復元・再生を図るため、担い手農業者等自らが実施する再生作業の取組みを支援するための補助金です。

(2)内容等

①対象者

遊休農地の再生作業に取り組む農業者等で次に該当すること。

- i 町内に住所を有する農業者若しくは農業者で組織する団体等
- ii 宮代町人・農地プランに位置づけられている担い手農業者

②対象となる遊休農地

農地法第30条第1項の規定に基づいて宮代町農業委員会が実施する「利用状況調査」において“遊休農地”として確認されている農地をいいます。

③補助対象作業の内容及び補助金の額

作業区分	作業内容	使用機械	補助金額	備考
管理	除草 (草茎の破碎)	トラクター (フルモア/スライドモア) ハンマーナイフ	15,000 円/1,000 m ²	2工程 実施
耕耘	耕耘	トラクター(0-列-)	9,680 円/1,000 m ²	
	碎土・整地	トラクター(0-列-)	6,820 円/1,000 m ²	
その他	畦塗	トラクター(畦塗機)	76 円/1m	

※再生作業を実施する面積が1,000 m²未満の場合は、一律1,000 m²の補助金額とします。

(3)申請手続き

再生作業の実施を検討される場合は、事前に町へご相談ください。現場などの状況等を確認後、申請手続を支援します。

(4)過去の交付実績(過去5年間実績)

年度	再生作業 実施面積	補助金額	再生作業の内容	実施場所	再生後の 利活用
令和3年度	3,168 m ²	61,200 円	除草(草茎の破碎) 耕耘(耕耘、碎土・ 整地)	和戸芝原地 内	ねぎ作付
4年度	3,912 m ²	112,200 円	除草(草茎の破碎) 耕耘(耕耘、碎土・ 整地)	和戸沼・国 納沼端地内	水稻作付

年度	再生作業 実施面積	補助金額	再生作業の内容	実施場所	再生後の 利活用
令和6年度	6,584 m ²	182,300 円	除草(草茎の破碎) 耕耘(耕耘、碎土・ 整地)	西条原立野	ねぎ作付
	1,134 m ²	31,400 円	除草(草茎の破碎) 耕耘(耕耘、碎土・ 整地)	中島	水稻作付
7年度	5,440 m ²	171,300 円	除草(草茎の破碎) 耕耘(耕耘、碎土・ 整地)	金原	ねぎ作付

(5)根拠法令

■宮代町地域農業再生協議会遊休農地再生支援対策事業補助金交付規程

5 環境保全型農業推進事業補助金(宮代町環境保全型農業推進委員会による支援)

(1)趣旨

農業の持つ本来の特性を生かし、生産性との調和を保ちつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業を推進していくための補助制度です。

(2)内容

農薬空容器・ポリ・ビニール等の回収・廃棄農薬の回収への補助

【対 象】 J A南彩で実施する農薬の空容器、ポリ・ビニール等の回収、育苗箱、廃棄農薬の回収等にかかる費用の助成

【助成単価】 処理経費の 1/2 以内

(3)申請手続

J A南彩が指定する回収日(例年、11 月及び2月頃)に処理委託の申込みをしてください。

1 「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金

【農業機械及び栽培施設等に対する補助金】

(1)趣旨

今後の町の農業を担っていく農業者による農業経営の規模拡大や農産物の高付加価値化及び収益性の向上への取組みを行っていく上で必要となる農業機械及び栽培施設等の導入を支援します。

(2)内容

①対象者及び交付要件

町内の農地で農業を営むすべての農業者(個人)、農業者グループ(2戸以上)、農業者団体・組織、法人。なお、次の交付条件を遵守するとともに、町との間で農地の利用集積や地産地消の拡大等に関する協定を締結することを要件とします。

- i 農業経営の改善及び発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の推進に努めること。
- ii 農地流動化により遊休農地等を借り受け、一定面積以上の農地の規模拡大に努め、経営改善に取り組むこと。
- iii 野菜類等の施設栽培による周年栽培に取り組む等、高収益な農産物の生産に取り組むこと。
- iv 地産地消の担い手として町内産農産物の出荷及び販売に取り組むこと。

②補助対象経費及び支援対象農業機械・栽培施設等並びに補助率等

農業機械又は栽培施設等の導入・整備に要する経費を補助対象とします。支援の対象となる農業機械及び栽培施設等は次のとおりです。ただし、補助対象事業費は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額となります。

【支援対象：農業機械】

補助対象事業名	農業機械・施設の規模等	採択基準・補助率・補助金額等
①水田農業担い手支援事業	■米麦の経営規模拡大又は共同利用を見据えた、農作業の効率化・省力化に結びつく農業機械 ア トラクター (32馬力以上) イ コンバイン (自脱型 32馬力以上又は普通型) ウ 田植機 (乗用 5条植以上)	□遊休農地等を含めた農地の利用集積に取り組み、<u>今後5年間で水田農業の経営規模を拡大する計画であること。</u> <u>□利用下限面積(町内農地)</u> <u>個人：3畝以上 共同：7畝以上</u> <u>法人：15畝以上</u> □経営規模拡大目標 【個人・共同の場合】 <u>今後5年間で30%以上の規模拡大を図ること。</u>

補助対象事業名	農業機械・施設の規模等	採択基準・補助率・補助金額等
	エ 穀類乾燥機(40石以上) オ 粃摺機(4斗以上)	ただし、<u>個人で5斗を超えた場合、又は共同で9斗を超えた場合はこの限りでない。</u> 【法人の場合】 今後5年間で3斗以上の規模拡大を図ること。ただし、経営面積が15斗を超えた場合は15斗を下回らないこと。 ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 250万円
②水田利活用担い手支援事業	■麦作作業の効率化及び品質向上に必要な農業機械アタッチメント ア シーダー(搭載型・作業幅2斗以上)	□水田の有効活用及び遊休化の防止のため、継続的に麦作に取り組むこと。 □利用下限面積(麦作付面積) 個人：3斗以上 共同：5斗以上 法人：7斗以上 □作付面積拡大目標 5年間で30%以上の作付拡大を図ること。ただし、5斗を超えた場合は5斗を下回らないこと。 ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 100万円
③高品質米生産担い手支援事業	■高品質米の生産に必要な機械設備 ア 色彩選別機(粃摺機4斗以上対応)	□自ら作付する水稻作付農地での収穫作業の他、乾燥調製作業の受託を含めて年間収穫量24,000kg(800袋以上)の米の選別に供すること。 ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 250万円
④水稻育苗生産担い手支援事業	■良質・健全な水稻苗の育苗に必要な機械設備 ア 播種機設備	□年間30,000枚以上の水稻苗の育苗を行うこと。 □水稻生産農家のニーズに合った品種構成による水稻苗の育苗事

補助対象事業名	農業機械・施設の規模等	採択基準・補助率・補助金額等
		業を実施すること。 □法人のみ ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 250 万円
⑤園芸果樹生産担い手支援事業	■野菜等・果樹作物の新規作付や規模拡大に必要となる栽培及び収穫用の農業機械 ア 野菜苗移植機 イ 野菜収穫機 ウ 管理機 エ スピードスプレーヤ オ その他	□販売を目的とし、地産地消を進めるための生産、出荷、販売計画があること。 □周年で作物を生産・出荷すること。 □利用下限面積(町内農地) 個人：30 ㌥以上 共同：50 ㌥以上 法人：1 ㌥以上 □経営規模拡大目標 (次のいずれかに該当) ・導入しようとする農業機械の能力に見合った利用面積が確保されること、又は導入後5年で同面積を確保する計画であること。 ・導入後5年で販売金額を増額する計画があること。 ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 100 万円
⑥高品質農作物栽培担い手支援業	■野菜等園芸作物の高品質化及び安定生産のための農業機械アタッチメント ア 深耕ロータリー イ 藁結束機 ウ その他	□販売を目的とし、地産地消を進めるための生産、出荷、販売計画があること。 ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 50 万円
⑦営農環境保全担い手支援事業	■地域の良好な営農環境を維持するため、荒廃農地の再生及び農道・水路敷	□地域の良好な営農環境の保全を図るため、継続的に荒廃農地の再生及び農道・水路敷地等の保全に積極的に取り組むこと。

補助対象事業名	農業機械・施設の規模等	採択基準・補助率・補助金額等
	等の維持管理に必要な農業機械 ア スライドモア イ フレールモア ウ ハンマーナイフモア	◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 50 万円
③新規農業経営 参入担い手支援事業	■町内で新規参入による農業経営を行うための参入初期段階の農業機械 ア トラクター(25 馬力以上) イ 栽培管理機器(マルチャー・畝立成型機・管理機・苗移植機等)	□遊休農地等を含めた農地を活用して畑作(野菜)に取り組み、今後5年間で経営規模を拡大する計画、又は新しい村森の市場結での出荷販売額を増加させる計画があること。 □利用下限面積(町内農地) 個人農家 参入時50㎡以上 □経営規模拡大目標 導入後5年間で経営面積を30㎡以上拡大すること、又は導入後5年間で新しい村森の市場結への出荷販売額を30%以上増加させること。 ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 250 万円
⑨農産物出荷拡大担い手支援事業	■野菜等園芸作物の生産力向上及び安定出荷のための農業機械設備 ア 農産物保冷库 イ 出荷調製機器(洗浄機・包装機等)	□販売を目的とし、地産地消を進めるための生産、出荷、販売計画があること。 □周年で作物を生産・出荷すること(周年作物の場合) ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 250 万円

【支援対象：栽培施設】

補助対象事業名	農業機械・施設の規模等	採択基準・補助率・補助金額等
①園芸果樹生産 担い手支援事業	■野菜等園芸作物又は果樹作物の新規作付及び安定	□販売を目的とし、地産地消を進めるための生産、出荷、販売計

補助対象事業名	農業機械・施設の規模等	採択基準・補助率・補助金額等
業	生産・高品質化のための栽培用施設 ア ビニールハウス(150㎡以上/1棟。井戸等灌水設備及び電源設備含む) イ 果樹棚(施設面積1,000㎡以上)	画があること。 □周年で作物を生産・出荷すること(周年作物の場合) ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 250 万円
	■気象災害に強い果樹作物栽培のための栽培用設備又は既存設備の強靱化のための改修(再整備等) ア 多目的防災網設備(設置面積1,000㎡以上) イ 雨よけ設備(設置面積1,000㎡以上)	□販売を目的とし、地産地消を進めるための生産、出荷、販売計画があること。 ◎補助率 1/2 以内(再整備の場合は1/3 以内) ◎補助金限度額 250 万円(再整備の場合は150 万円)
②新規農業経営参入担い手支援事業	■野菜等園芸作物用の栽培施設として導入するビニールハウス ア ビニールハウス(150㎡以上/1棟。井戸等灌水設備及び電源設備含む)	□販売を目的とし、新しい村森の市場結での地産地消を進めるための生産、出荷、販売計画があること。 □周年で作物を生産・出荷すること(周年作物の場合) □導入後5年間、当該栽培施設を活用して生産された農作物の1/3 以上を新しい村森の市場結へ出荷すること。 ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 250 万円 ※新規参入による新規就農者又は農家子弟(農業経営継承者)限定(就農後5年以内に限る)

(3)申請手続

事業計画の内容や農業機械・栽培施設の規模等についてヒアリングを実施します。

(4)過去の交付実績（過去5年間実績）

年度	対象事業	内容	申請 件数	補助金交付額 (補助対象事業費)
令和3年度	水田農業担い手支援事業	トラクター 【60馬力】	1件	2,500,000円 (6,300,000円)
	園芸果樹生産担い手支援事業	野菜苗育苗栽培施設	1件	2,500,000円 (312,000,000円)
		野菜苗移植機	1件	836,000円 (1,672,000円)
4年度	水田利活用担い手支援事業	搭載型シーダー	1件	932,340円 (1,864,680円)
	園芸果樹生産担い手支援事業	梨多目的防災網	1件	2,500,000円 (5,753,000円)
	水稻苗育苗生産担い手支援事業	播種機	1件	2,465,375円 (4,930,750円)
5年度	水田農業担い手支援事業	コンバイン 【3条刈:33馬力】	1件	2,261,000円 (4,522,000円)
		籾摺機【4号】	1件	415,999円 (831,999円)
	高品質農作物栽培担い手支援事業	マルチャー (トラクターアタッチメント)	1件	90,863円 (181,727円)
	園芸果樹生産担い手支援事業	梨多目的防災網(再整備)	1件	1,500,000円 (5,102,126円)
		野菜苗全自動移植機	1件	695,454円 (1,390,909円)
6年度	水田農業担い手支援事業	籾摺機【6号】	1件	2,500,000円 (6,900,000円)
		籾摺機【4号】	1件	416,000円 (832,000円)
		トラクター 【35馬力】	1件	2,236,363円 (4,472,727円)
	園芸果樹生産担い手支援事業	パイプハウス2棟 (附帯設備含)	1件	2,500,000円 (7,100,000円)
		ラビットモア	1件	454,545円 (1,000,000円)

年度	対象事業	内容	申請 件数	補助金交付額 (補助対象事業費)
令和6年度	営農環境保全担い手支援事業	ハンマーナイフ モア	1件	265,000円 (530,000円)
7年度	水田農業担い手支援事業	コンバイン 【4条刈】	1件	2,500,000円 (5,090,000円)
		トラクター 【35馬力】	1件	2,500,000円 (5,318,182円)
		乗用田植機 【6条植】	1件	1,690,909円 (3,381,818円)
	園芸果樹生産担い手支援事業	ねぎ管理機	1件	190,909円 (381,818円)
		積込バケットマ ニア(堆肥散布ア タッチメント)	1件	249,545円 (499,091円)

(5) 根拠法令

■ 宮代町明日の農業担い手支援対策事業補助金交付要綱



▲ 水田農業担い手支援事業（コンバイン）



▲ 水田農業担い手支援事業（田植機）

【6次化への取組みに対する補助金】

(1)趣旨

町内において地場産農産物を最大限に生かして、6次化を積極的に推進していく農業経営者、農業者団体等を支援します。

(2)内容

①対象者及び交付要件

町内の農地で農業を営むすべての農業者(個人)、農業者グループ(2戸以上)、農業者団体・組織、法人。なお、町との間で、町内農産物の付加価値の向上や地産地消の更なる推進等に関する協定を締結することを要件とします。

②補助対象事業及び経費等

ア 商品開発・技術習得及び販路開拓支援事業

6次化の一環として行う商品開発・技術習得及び販路開拓等に係る経費

6次化の一環として行う商品開発・技術習得及び販路開拓等に係る経費

【商品開発・技術習得】

- ①試作品製造にかかる材料購入費
- ②企業等への委託加工に要する経費
- ③必要な機械器具等のレンタル料
- ④外部専門家等からの指導助言にかかる経費
- ⑤研修参加費
- ⑥旅費
- ⑦包装デザイン等開発にかかる経費
- ⑧成分分析費
- ⑨その他必要と認める経費

【販路開拓】

- ①商談会展示会出店費
- ②パンフレット等作成費
- ③商談会展示会の旅費
- ④その他必要と認める経費等で飲食代や備品購入費を除く。

イ 加工施設及び加工設備整備支援事業

農産物の加工・製造・販売を行うために要する経費

例 加工施設と加工設備の整備に必要な経費

調理器具、加工用冷蔵庫等、加工品製造及び販売に必要な備品

③要件

町内産農産物を活用した農産物の加工及び販売を目的に行う取組みであること。

④補助率

事業費の1／2以内の額(上限額あり)

ただし、補助対象事業費から消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

(3)申請手続

補助事業を希望される場合は、事前にご相談ください。事業計画の内容や機械設備等の規模等についてヒアリングを実施します。

(4)過去の交付実績（過去5年間実績）

年度	対象事業	内容	申請 件数	補助金交付額 (総事業費)
令和5年度	加工設備整備支援事業（加工設備）	真空包装機	1件	280,875円 (561,750円)
	商品開発・技術習得及び販路開拓支援事業	パックライス	1件	143,500円 (287,000円)
		乾麺そば	1件	62,788円 (125,576円)
7年度	加工施設整備支援事業（加工施設）	もち加工施設	1件	1,251,427円 (2,502,854円)

(5)根拠法令

■宮代町明日の農業担い手支援6次化推進事業補助金交付要綱

【民間企業の農業経営参入等に関する補助金】

(1)趣旨

地域農業の持続性の確保や遊休農地等の利活用を図るため、町内で農業経営参入を目指す民間企業等(以下「法人等」といいます。)に対し、補助金を交付します。

(2)内容

①補助対象事業及び補助金の額等

補助金の対象となる事業は、法人等が取組む次に掲げる事業に対し支援します。

補助対象事業	補助金額等
①新規参入奨励事業	ア 参入奨励金 ■新規参入時の経営農地面積に応じて、次の「参入奨励金(定額)」を交付します。 - i 1 ㌶未満 50,000 円 - ii 1 ㌶以上2 ㌶未満 100,000 円 - iii 2 ㌶以上 200,000 円
	イ 参入奨励金(加算金) ■新規参入時における経営農地面積のうち、遊休農地等の割合に応じて、次の加算金を交付します(ただし、新規参入時における経営農地面積が50 ㌶以上の場合のみ)。 - i 3割以上5割未満 参入奨励金に1 を乗じて得た額 - ii 5割以上8割未満 参入奨励金に2 を乗じて得た額 - iii 8割以上 参入奨励金に2.5 を乗じて得た額
②遊休農地等整備事業	■重機等を使用して遊休農地等の整備作業が必要な場合、10 ㌶あたり 50,000 円を交付します(ただし、農地法に基づく一時転用許可又は届出を要する農地改良を伴わないものに限る。)

②交付要件

農業経営参入に際して町との間で協定を締結することを要件とします。

(3)根拠法令

■宮代町民間企業の農業経営参入等に関する補助金交付規程

1 小規模農地基盤整備事業補助金

(1)趣旨

農業を行っていく上での生産基盤の強化を図るため、畦畔除去による水田区画の拡大や暗渠排水の整備、農業用水路の管理等に係る費用の一部助成を行う事業です。

(2)内容

①補助対象事業、経費及び補助率

事業の種類	対象経費等	補助率等
❶水田区画拡大事業	■対象 水田区画の面積の拡大を目的とした畦畔除去に要する経費(純工事費及び重機等借上料。畦畔除去後の境界杭の設置、コンクリート畦畔の処分及び整地に係る費用含む。)	☐ コンクリート畦畔の除去を伴うもの ○請負の場合 ・事業費の 1/2 以内 (限度額 80,000 円/10 ㍓) ○直営の場合 ・除去費 500 円/m ・整地費 10 円/m ² ☐ コンクリート畦畔の除去を伴わないもの ・整地費 10 円/m ²
	■受益面積 事業実施に伴う受益面積が 15 ㍓以上であること。	
❷暗渠排水整備事業	■対象 水田区画の拡大に伴う田面の段差を解消するための均平作業に要する経費	●事業費の 1/2 以内 (限度額 100,000 円/10 ㍓)
	■受益面積 事業実施に伴う受益面積が 15 ㍓以上であること。	
❸暗渠排水維持管理事業	■対象 暗渠排水施設の新設又は改良に要する経費(純工事費、原材料費及び重機等借上料)	●事業費の 1/2 以内 (ただし、申請者が直接事業を実施する場合は原材料費の 2/3 以内。限度額 120,000 円/10 ㍓。)
❹用排水路維持管理事業	■対象 農業用排水路の浚渫作業に要する経費	○請負の場合 ・事業費の 1/2 以内 (限度額 100,000 円/100m)

事業の種類	対象経費等	補助率等
		○直営の場合 ・ 500 円/m (重機等を借りて実施する場合は借上料の 1/2 以内を加算)
④耕作用道路 整備事業	■対象 農作業の効率を上げるため、農業用機械等の通行に必要な通路の整備及び修繕に要する経費	□幅員 2.5m 以上 4m 未満 ・ 事業費の 1/3 以内 (限度額 1,000,000 円) □幅員 4m 以上 ・ 事業費の 1/2 以内 (限度額 1,000,000 円)
⑤農業用水利 施設整備事業	■対象 農業用水利施設（揚水機場等）の老朽化等に伴う施設の改修及び改良又は統合に要する経費。1 施設あたりの事業費が 200 万円以上であること。	●土地改良施設維持管理適正化事業の採択を得て実施する事業に係る経費の 10%以内(ただし施設統合等の場合 20%以内)
⑥農業用水揚 水施設整備 事業	■農業用水路から自然流下での取水が困難な水田の水量を確保するために必要な農業用水揚水施設の整備（揚水機設備の新規設置及び電源設備の整備工事等）に要する経費。ただし、地下水の汲み上げに係る掘削等に要する経費を除く。	●事業費の 1/2 以内 ■農業者等が単独で実施する場合 水田の受益面積が 30 ㌦以上で事業費が 10 万円以上 ■農業者等が 2 人以上で共同で実施する場合 水田の受益面積が 50 ㌦以上)
⑦農業用揚水 機設備緊急 修繕事業	■農業用揚水機設備の老朽化等に伴い、特に緊急に実施する必要がある設備の修繕整備に要する経費。	●事業費の 1/3 以内(限度額 500,000 円) ■受益者が 3 人以上、水田の受益面積が 3 ㌦以上、かつ、事業費が 50 万円以上であること。

事業の種類	対象経費等	補助率等
		■事業実施期間がかんがい期間内であること。
③畑作利用ほ場区画拡大事業	■畑作利用のためのほ場面積の拡大を目的とした畦畔除去に要する経費。 ■受益面積 事業実施に伴う受益面積が20㌧以上であること。	□コンクリート畦畔の除去を伴うもの ○直営の場合 ・除去費 500 円/m ・整地費 10 円/m²

(3)申請手続き

事業実施を希望する場合は、必ず事前にご相談ください(事前着工は厳禁です)。事業実施予定の現地等を確認させていただき、申請書類の作成等を支援します。

(4)過去の交付実績(過去7年間の実績)

年度	事業内容	申請件数	交付決定額
令和3年度	水田区画拡大事業 (コンクリート畦畔除去無)	2件	39,520円
	水田区画拡大事業 (コンクリート畦畔除去有)	8件	483,280円
	農業用水利施設整備事業 (揚水ポンプ電動機更新等)	1件	477,000円
4年度	水田区画拡大事業 (コンクリート畦畔除去有)	9件	525,620円
5年度	農業用揚水機設備緊急修繕事業 (揚水機設備の修繕整備等)	1件	417,008円
	水田区画拡大事業 (コンクリート畦畔除去有)	3件	211,750円
6年度	水田区画拡大事業 (コンクリート畦畔除去有)	3件	218,370円
	畑作利用ほ場区画拡大事業 (コンクリート畦畔除去有)	1件	301,340円
7年度	水田区画拡大事業 (コンクリート畦畔除去有)	10件	604,310円
	水田区画拡大事業 (水田区画の拡大に伴う田面の段差を解消するための均平作業)	1件	62,548円

(5)根拠法令

■宮代町小規模農地基盤整備事業補助金交付要綱

1 経営所得安定対策等交付金(国)

(1)制度の趣旨

経営所得安定対策では、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金(ゲタ対策)と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策(ナラシ対策)が実施されているほか、食料自給率・自給力の向上に資する麦・大豆・米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色を活かした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた生産性向上等の取組、畑作化による高収益作物等の定着等を支援します。

なお、現在、国(農林水産省)において現行対策の見直し等が検討されており、[令和9年度からは新たな仕組みによる対策が実施される予定](#)です。

(2)令和8年度の内容

①米の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

当年産米の販売価格の下落等によって販売収入が減少した場合に、収入減少分の9割が補填される保険的制度です。

【対象者】認定農業者(規模要件はありません) **※収入保険加入者は加入できません。**

【対象作物】米(主食用米)

【補填額】対策加入者の収入減少による農業経営への影響を緩和するために、**米の当年産の収入額が「標準的収入額」を下回った場合に、その差額の9割を補填するもの**で、補填を受けるためには、生産者もあらかじめ一定額の積立金を抛出(生産者1：国3の割合)する必要があります。
なお、国により収入減少がなかったと判断された場合には、積み立てた抛出金は全額返還又は次年度へ繰越しとなるため、“掛け捨て”ではありません。

●補填額＝(標準的収入－当年産収入)×0.9 ※都道府県単位で算定

【補填の対象となる生産実績数量】

＜生産者から集荷業者(JA等)への出荷又は販売＞

- ・6月末までに出荷/販売契約(契約数量を明記)を結び、翌年3月末までに出荷又は販売されたもの。

＜生産者から実需者・卸への直接販売＞

- ・6月末までに前年実績等を基に販売計画を作成し、翌年3月末までに販売契約(契約数量を明記)を結んだもの。

②水田活用の直接支払交付金

水田で、麦、大豆、飼料用米等の“戦略作物”を生産する生産者に対して、国から交付金を直接交付されます。

ア 戦略作物助成

【対象作物及び交付単価等（一部抜粋）】

対象作物	交付単価
麦(基幹作) 大豆	35,000 円/10 ㍓
飼料用米	一般品種<主食用品種>での取組 標準単価 65,000 円/10 ㍓ (収量に応じて 55,000 円/10 ㍓～75,000 円/10 ㍓)
	多収品種での取組(数量払い) 標準単価 80,000 円 (収量に応じて 55,000 円/10 ㍓～105,000 円/10 ㍓)

※飼料用米の一般品種(主食用品種)による取組みについては、**6年度以降、段階的に交付金単価が引き下げられています。**

イ 産地交付金

埼玉県が作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づいて、国から埼玉県への予算の配分額の範囲内で、埼玉県が助成内容を設定します。

【対象者】 認定農業者、認定新規就農者、販売農家

【助成内容】

※4月22日現在

対象作物等	対象者	交付単価(円以内/10 ㍓)
麦(基幹&二毛作) 大豆	認定農業者	当初単価 5,500 円 上限単価 11,000 円
麦・大豆の生産性向上・ 品質向上	認定農業者	当初単価 5,900 円 上限単価 11,800 円
高収益作物 (露地野菜)	認定農業者	高収益作物(11品目) (ねぎ/ブロッコリー/カリフラワ ー/さといも/とうもろこし/なす/ えだまめ/たまねぎ/にんにく/じ ゃがいも/ごま) 当初単価 5,500 円 上限単価 11,000 円 上記以外の作物 当初単価 5,000 円 上限単価 10,000 円
飼料用米	認定農業者	当初単価 3,600 円 上限単価 7,200 円
飼料用米の生産性向上	認定農業者	当初単価 4,000 円 上限単価 8,000 円
飼料用米の地域内流通	認定農業者	当初単価 1,400 円

第4章 水田農業構造改革対策事業（町事業名）

対象作物等	対象者	交付単価(円以内/10 ㍓)
米粉用米	認定農業者	当初単価 5,400 円 上限単価 10,800 円
二毛作麦	販売農家	表作：主食用米 裏作：麦 当初単価 3,900 円 上限単価 7,800 円 表作：飼料用米・米粉用米 裏作：麦 当初単価 10,600 円 上限単価 21,200 円
そば (出荷販売すること)	販売農家	20,000 円

(注) ※印の上限単価は、今後の県内全体の取組状況により埼玉県が単価の額の調整を行い、最終的に確定されます。

(3)過去の交付実績(過去5年間の実績)

●令和3年度

交付金の区分		加入者数	交付対象面積
収入減少影響緩和対策交付金(米のナラシ対策)		30 人	-
水田活用の直接支払交付金		32 人	-
戦略作物助成	麦(基幹) (35,000 円/10 ㍓)	2 人	498 ㍓
	大豆 (35,000 円/10 ㍓)	6 人	84 ㍓
	飼料用米 (概ね 80,000 円/10 ㍓)	9 人	787 ㍓
産地交付金	麦<基幹+二毛作> (担い手) (6,500 円/10 ㍓)	1 人	642 ㍓
	麦(二毛作) (7,510 円/10 ㍓) (表作：主食用米 裏作：麦)	1 人	14 ㍓
	麦(二毛作) (12,500 円/10 ㍓) (表作：飼料用米 裏作：麦)	1 人	163 ㍓
	飼料用米(複数年契約) (12,000 円/10 ㍓)	9 人	787 ㍓
	飼料用米(担い手) (6,500 円/10 ㍓)	9 人	787 ㍓
	そば (20,000 円/10 ㍓)	11 人	308 ㍓
	野菜 (5,500 円/10 ㍓)	7 人	716 ㍓
	高収益作物等作付拡大(野菜) (35,000 円/10 ㍓)	4 人	93 ㍓

●令和4年度

交付金の区分		加入者数	交付対象面積
収入減少影響緩和対策交付金(米のナラシ対策)		29 人	-

第4章 水田農業構造改革対策事業（町事業名）

交付金の区分		加入者数	交付対象面積
水田活用の直接支払交付金		33 人	-
戦略作物助成	麦(基幹) (35,000 円/10 ㍓)	2 人	599 ㍓
	大豆 (35,000 円/10 ㍓)	5 人	61 ㍓
	飼料用米 (概ね 80,000 円/10 ㍓)	13 人	1,792 ㍓
産地交付金	麦<基幹+二毛作> (担い手) (5,400 円/10 ㍓)	1 人	561 ㍓
	麦(二毛作) (10,800 円/10 ㍓)	1 人	45 ㍓
	飼料用米(複数年契約) (6,000 円/10 ㍓)	9 人	786 ㍓
	飼料用米(担い手) (4,220 円/10 ㍓)	11 人	1,625 ㍓
	そば (20,000 円/10 ㍓)	10 人	367 ㍓
	野菜 (5,400 円/10 ㍓)	7 人	848 ㍓

●令和5年度

交付金の区分		加入者数	交付対象面積
収入減少影響緩和対策交付金(米のナラシ対策)		27 人	-
水田活用の直接支払交付金		33 人	-
戦略作物助成	麦(基幹) (35,000 円/10 ㍓)	2 人	629 ㍓
	大豆 (35,000 円/10 ㍓)	1 人	7 ㍓
	飼料用米 (概ね 80,000 円/10 ㍓)	14 人	1,902 ㍓
産地交付金	麦<基幹+二毛作> (担い手) (5,200 円/10 ㍓)	1 人	614 ㍓
	麦(二毛作) (3,500 円/10 ㍓) (表作：主食用米 裏作：麦)	1 人	32 ㍓
	麦(二毛作) (10,500 円/10 ㍓) (表作：飼料用米 裏作：麦)	1 人	91 ㍓
	飼料用米(担い手)(3,800 円/10 ㍓)	12 人	1,735 ㍓
	そば (20,000 円/10 ㍓)	9 人	356 ㍓
	野菜(担い手)県指定 11 品目 (5,200 円/10 ㍓)	7 人	628 ㍓
	野菜(担い手)それ以外 (5,000 円/10 ㍓)	6 人	198 ㍓

●令和6年度

交付金の区分		加入者数	交付対象面積
収入減少影響緩和対策交付金(米のナラシ対策)		26 人	-
水田活用の直接支払交付金		23 人	-
戦略作物助成	麦(基幹) (35,000 円/10 ㍓)	2 人	688 ㍓
	大豆 (35,000 円/10 ㍓)	3 人	40 ㍓

第4章 水田農業構造改革対策事業（町事業名）

交付金の区分		加入者数	交付対象面積
戦略作物助成	飼料用米 ・一括管理（概ね 80,000 円/10 ㌧）	1 人	65 ㌧
	飼料用米 ・区分管理（55,000 円～105,000 円）	2 人	206 ㌧
産地交付金	麦<基幹+二毛作>（担い手） （5,200 円/10 ㌧）	1 人	660 ㌧
	麦（二毛作）（3,500 円/10 ㌧） （表作：主食用米 裏作：麦）	1 人	72 ㌧
	麦（二毛作）（10,500 円/10 ㌧） （表作：飼料用米 裏作：麦）	1 人	65 ㌧
	飼料用米（担い手）（3,800 円/10 ㌧）	3 人	271 ㌧
	そば（20,000 円/10 ㌧）	8 人	190 ㌧
	野菜（担い手）県指定 11 品目 （5,200 円/10 ㌧）	6 人	658 ㌧
	野菜（担い手）それ以外 （5,000 円/10 ㌧）	6 人	169 ㌧

●令和7年度

交付金の区分		加入者数	交付対象面積
収入減少影響緩和対策交付金（米のナラシ対策）		23 人	-
水田活用の直接支払交付金		12 人	-
戦略作物助成	麦（基幹）（35,000 円/10 ㌧）	2 人	793 ㌧
	大豆（35,000 円/10 ㌧）	1 人	7 ㌧
産地交付金	麦<基幹+二毛作>（担い手） （7,770 円/10 ㌧）	1 人	682 ㌧
	麦（二毛作）（4,710 円/10 ㌧） （表作：主食用米 裏作：麦）	1 人	61 ㌧
	そば（20,000 円/10 ㌧）	3 人	82 ㌧
	野菜（担い手）県指定 11 品目 （7,770 円/10 ㌧）	6 人	625 ㌧
	野菜（担い手）それ以外 （7,070 円/10 ㌧）	6 人	184 ㌧

1 土地改良施設維持管理適正化事業(国+県)

(1)趣旨

土地改良施設(農業用水利施設)の老朽化という課題に対応し、次の世代に適切に引き継いでいくためには、定期的な整備補修を適期・的確に実施することにより、施設更新までの期間をできるだけ長くして、経済的負担を極力抑えることが重要となっています。「土地改良施設維持管理適正化事業(以下「適正化事業」といいます)は、定期的な整備補修等に対する支援を通じて施設の有する機能の保持や長寿命化を図るために実施されているものです。

(2)事業の仕組み

適正化事業は一般の補助事業と異なり、事業実施主体が整備補修に要する事業費の30%を拠出し、これに県の補助金30%、国の補助金30%を合わせた90%を全国土地改良事業団体連合会(以下「全国連合会」といいます)が「適正化事業資金」として造成します。

- i 適正化事業を実施しようとする事業実施主体は「適正化事業」に加入し、向こう5年の間で実施する整備補修の計画を立てます。
- ii 事業実施主体は、iで計画された整備補修を行うために必要な事業費の30%を5年間均等に分割して拠出金として拠出(積み立て)します。
- iii 事業実施主体は、5年間のうち、定められた年度に整備補修を実施します。その際、整備補修に必要な事業費(適正化事業に加入したときの事業費)の90%が「適正化事業資金」から交付され、残りの10%を自己負担することになります。

(3)事業対象施設

- ア 農業用水利施設(揚水機場等)
- イ 団体営規模以上の土地改良事業により造成された施設

(4)事業実施主体

町、施設を管理している土地改良区等

(5)事業対象の条件

- i 団体営規模以上の事業により造成された施設であること。
- ii 1施設あたりの事業費が200万円以上の整備補修等であること。
- iii 県土地改良事業団体連合会が実施する施設診断・管理指導を受けていること。

※ 宮代町には、町が管理する農業用水利施設として万年堰(大字和戸地内)がありますが、町内には土地改良区等は存在しません、陸田管理組合等が所有・管理する揚水機場等において、適正化事業を活用して整備補修を実施することになる場合には、町が事業実施主体となって「適正化事業」に加入して実施することになります。

その場合、事業費の40%(地元負担分)を地元管理組合等が自己負担することとなり、町へ負担金として納めていただきます。

なお、町補助事業「小規模農地基盤整備事業補助金制度」の中の「農業用水利施設整備事業」を活用することにより、地元負担分(40%)に対する支援(10%を町が補助)を受けることができますので、実質、地元管理組合の負担は事業費の30%に軽減されます。

(6)過去の実績(過去5年間実績)

事業実施 年度	施設の名称	整備補修の内容	事業費	備考
令和3年度	若宮陸田組合 揚水機場	揚水ポンプ電動 機更新	3,000,800 円	町で加入し実施 (平成30年度～令和 4年度) ※小規模農地基盤整 備事業補助制度によ り、地元負担分を軽 減(町が477,000円 を支援)。
7年度	万年堰	整備補修工事(塗 装等)	8,250,000円	町が実施

1 多面的機能支払交付金(宮代町多面的機能支払支援事業補助金)(国+県+町)

(1)趣旨

農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、それを支える地域活動や営農活動を支援する制度です。多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成され、国、県及び町が連携し、交付金によって地域の共同活動を支援します。

(2)内容

①農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

【対象】ア **農業者のみで構成される活動組織**

イ 農業者及びその他の者(地域住民・団体等)で構成される活動組織

【対象農地】農業振興地域農用地区域内の農用地

【交付単価】田 3,000 円/10 ㌦ 畑 2,000 円/10 ㌦

【対象活動】次のア及びイの双方に取り組む場合が支援対象です。

ア 地域資源の基礎的な保全活動

例：水路の泥上げ、農地法面の草刈り、農道の路面維持、施設の点検、
年度活動計画の策定、研修等

イ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

例：保全管理構想の作成等

②資源向上支払交付金(施設の長寿命化)

③資源向上支払交付金(共同活動)

(3)宮代町での取組状況

宮代町では、平成 29 年度からの字中島地内の「若宮地区陸田管理組合(代表：富田高治組合長)」を皮切りに、「中地区水田管理組合(代表：小島康雄組合長)」、「内野地区農地管理組合(代表：根岸博美組合長)」及び「沖の山地区水田管理組合(代表：小島恒利組合長)」が共同活動を行っています。

(4)根拠法令

■宮代町多面的機能支払支援事業補助金交付要綱

■農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(国)

★若宮地区陸田管理組合の概要★

- 活動組織の名称 若宮地区陸田管理組合
代表 組合長 富田高治氏
- 共同活動参加者 27人(農業者・一般住民)
- 活動区域の概況 農用地面積(全体) 10.52 畝
田(水田+陸田) 8.31 畝
畑 2.21 畝
用排水路 延長 2.33 km
農道 延長 2.02 km
- 活動組織設立日 平成 29 年 3 月 26 日(活動 10 年目)
- 活用する交付金 農地維持支払交付金
- 事業計画の認定 平成 29 年 5 月 8 日付け町認定
- 令和 8 年度交付見込額 293,500 円(国・県・町の合計)
(田) 8.31 畝×3,000 円=249,300 円
(畑) 2.21 畝×2,000 円= 44,200 円



★中地区水田管理組合の概要★

- 活動組織の名称 中地区水田管理組合
代表 組合長 小島康雄氏
- 共同活動参加者 25人(農業者のみ)
- 活動区域の概況 面積(全体) 15.88 畝
田(水田+陸田) 15.88 畝
用排水路 延長 1.0 km
農道 延長 5.5 km
- 活動組織設立日 平成 30 年 3 月 10 日(活動 9 年目)
- 活用する交付金 農地維持支払交付金
- 事業計画の認定 平成 30 年 4 月 19 日付け町認定
- 令和 8 年度交付見込額 476,400 円(国・県・町の合計)
(田) 15.88 畝×3,000 円=476,400 円



★内野地区農地管理組合の概要★

- 活動組織の名称 内野地区農地管理組合
代表 組合長 根岸博美氏
- 共同活動参加者 22人(農業者のみ)
- 活動区域の概況

面積(全体)	9.31 ㌧
田(水田+陸田)	5.30 ㌧
畑	4.01 ㌧
用排水路	延長 1.58 km
農道	延長 0.845 km
- 活動組織設立日 平成 30 年 3 月 25 日(活動 9 年目)
- 活用する交付金 農地維持支払交付金
- 事業計画の認定 平成 30 年 4 月 19 日付け町認定
- 令和 7 年度交付見込額 239,200 円(国・県・町の合計)

(田)	5.30 ㌧×3,000 円=159,000 円
(畑)	4.01 ㌧×2,000 円= 80,200 円



★沖の山地区水田管理組合の概要★

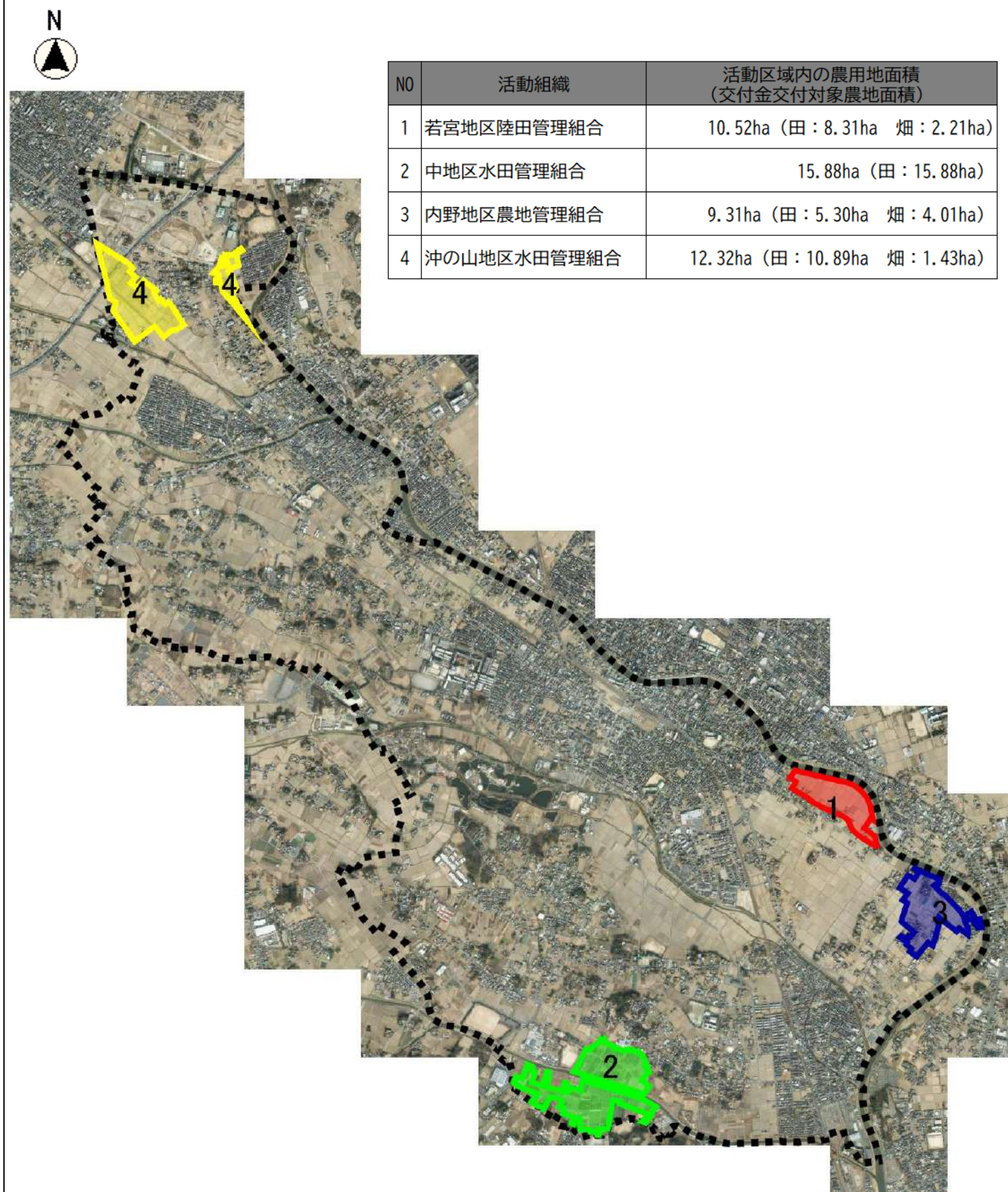
- 活動組織の名称 沖の山地区水田管理組合
代表 組合長 小島恒利氏
- 共同活動参加者 23人(農業者のみで構成)
- 活動区域の概況

面積(全体)	12.32 ㌧
田(水田+陸田)	10.89 ㌧
畑	1.43 ㌧
用排水路	延長 6.6 km
農道	延長 4.3 km
- 活動組織設立日 令和 2 年 3 月 8 日(活動 7 年目)
- 活用する交付金 農地維持支払交付金
- 事業計画の認定 令和 2 年 4 月 22 日付け町認定
- 令和 8 年度交付見込額 355,300 円(国・県・町の合計)

(田)	10.60 ㌧×3,000 円=326,700 円
(畑)	1.43 ㌧×2,000 円= 28,600 円



宮代町における多面的機能支払交付金制度 活動組織 活動エリア図





令和8年6月吉日 令和8年度版発行
作成者：宮代町産業観光課 農業振興担当 & 農地調整担当